

令和8年4月に小学校・中学校へ入学するお子さんの保護者のみなさまへ

新入学学用品費の入学前支給のお知らせ

川西町教育委員会

就学援助制度とは、経済的な理由により、小学校・中学校に通うお子さんの就学にお困りで援助を希望する保護者の方に対し、学用品費、学校給食費等の就学上必要な経費の一部を援助する制度です。

川西町では、令和8年度に川西町立小学校・中学校へ入学するお子さんがいらっしゃるご家庭で、以下の表の該当理由に一つでも該当する保護者の方に、新入学学用品費を3月に支給します。

援助の対象となる該当理由	
(1)	生活保護を受けている世帯
(2)	生活保護が停止または廃止になった世帯
(3)	町民税が非課税または減免されている世帯
(4)	個人事業税または固定資産税が減免されている世帯
(5)	国民年金の掛け金が免除されている世帯
(6)	国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けている世帯
(7)	児童扶養手当を受けている世帯（ひとり親世帯等への手当です。児童手当ではありません。）
(8)	生活福祉資金貸付金の貸付を受けている世帯
(9)	その他生活状態が不安定で、経済的に就学が困難と認められる世帯 （世帯員全員の合計した前年の収入額から、社会保険料控除額と所得税額を控除した額が、町の定める認定基準額（※1）以下の世帯） ・申請に必要と思われる書類を提出していただきます。 ・借金や住宅ローン等の債務の返済については、考慮できません。 ・株・資産の譲渡の損失計上は、考慮できません。 ・世帯員全員の収入を確認させていただきます。未申告者がいる場合、判断ができなくなります。認定確認のため確定申告又は住民税申告をお願いいたします。 ※1 認定基準額・・・令和元年10月1日現在の生活保護基準に準拠し、次の算式により算定した額。 {生活扶助（第1類、第2類）＋期末一時扶助＋教育扶助}×1.3＋住宅扶助

<支給額（令和7年度）>

- ・令和8年4月小学校入学予定のお子さん・・・57,060円
- ・令和8年4月中学校入学予定のお子さん・・・63,000円

<支給方法>

令和8年3月、保護者の口座へ振り込みます。

<申請手続き>

◆申請書類

入学準備学用品費支給申請書兼口座振替依頼書（12月以降に教育文化課に用意してあります。また、川西町ホームページから印刷することもできます。）

◆申請期間

令和8年1月5日（月）～1月23日（金）必着

◆提出先

- ・新小学校1年生 川西町教育委員会教育文化課（川西町役場2階）に持参または郵送
※入学予定の小学校での申請はできませんので、ご注意ください。
- ・新中学校1年生 川西町教育委員会教育文化課（川西町役場2階）に持参または郵送
または、お子さんの在籍する川西町立小学校

<注意事項>

- ・「令和8年度就学援助」を希望される場合は、今回の新入学用品費の入学前支給を受けた場合でも、入学後に別途学校を通して申請していただく必要があります。
- ・今回、新入学用品費の入学前支給を受けた方は、「令和8年度就学援助」の「新入学用品費」は対象となりません。
- ・来年度川西町立小学校・中学校に入学される予定の方が対象となります。転出の予定がある場合には、転出先の自治体にご相談ください。

《問合せ・提出先》

担当：川西町教育委員会教育文化課

〒999-0193 川西町大字上小松977-1

電話：42-6659（直通）